

令和5年度

季節労働者向け労働者生活安定資金 貸付制度のご案内

標茶町内に在住している季節労働者の方を対象に、生活の安定と福祉の向上を目的としている貸付制度です。

対 象 者

※次の全ての要件を満たす者

1. 現在標茶町に住所を有する季節労働者(完済時の満年齢が70歳未満)
 2. 毎年一定期間勤務する季節労働者
ただし、2年間の通算勤続年数が12ヶ月以上の者
 3. 町税を完納している者、または納入を約束している者
 4. 雇用保険被保険者証または出稼ぎ労働者手帳を所持している者
 5. 前年の総所得が600万円(所得控除後の金額)以下の者
- ※上記条件のほか、貸付にあたっては**金融機関の審査**があります

限 度 額 ・ 期 間

1人20万円以内・3年以内

融 資 利 率

年1.3% (自己負担)

※申込の際、北海道勤労者信用基金協会の保証(保証料)が必要です。
約定期間内に返済を完了した場合、保証料は町が全額補助します。

資 金 使 途

医療、教育、慶弔、災害、その他
一般生活資金

申 込 先 ・ 取 扱 金 融 機 関

北海道労働金庫釧路支店

〒085-0014 釧路市末広町9-2-5 電話 0154-23-0511

お 問 い 合 わ せ 先

標茶町役場 観光商工課商工労働係 (2階⑩番窓口)

電話 015-485-2111 (内線251・253)



資格取得

